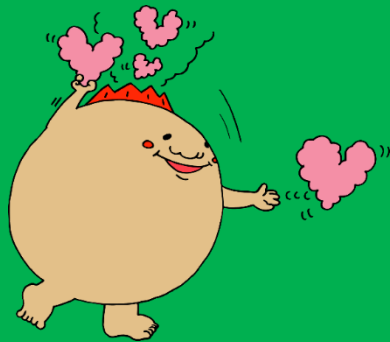


令和6年度 社会福祉施設避難確保計画運用支援 全体研修会



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニオン



鹿児島市 長寿あんしん課・障害福祉課

本日の研修項目

- 項目 1 計画作成の必要性
- 項目 2 現在の計画作成の状況
- 項目 3 国交省 eラーニング (YouTube)
- 項目 4 避難訓練実施状況 (令和5年度実施)
- 項目 5 令和5年度の施設訪問にて (振り返りと助言)
- 項目 6 課題のまとめと対策の方向性
- 項目 7 対策のポイント
- 項目 8 実効性のある計画の作り方について (YouTube)
- 項目 9 本市の取組
- 項目 10 最後に (計画の提出と訓練報告)

1. 計画作成の必要性①

避難確保計画とは

災害時において、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する介護・障害の社会福祉施設等の利用者が、迅速に避難できるように、施設等がそれぞれの状況に応じて作成するものです

計画の主な内容

- ①施設が有する災害リスク
- ②防災体制と組織構成及び役割分担の明確化
- ③防災情報収集と伝達の流れ
- ④避難誘導に関すること（避難先・避難方法）
- ⑤防災教育と防災訓練に関すること（手法・時期）
- ⑥自衛水防組織設置について



1. 計画作成の必要性②

事例：これまでの経緯

岩手県岩泉町の豪雨災害

平成29年「水防法」「土砂災害防止法」の改正
⇒ 避難確保計画の作成、市町村への報告の義務化
避難訓練の実施の義務化

熊本県球磨村流域の豪雨災害

令和3年 「水防法」「土砂災害防止法」の改正
⇒ 市町村への訓練結果報告の義務化

市町村が管理者等に対して助言・勧告する支援制度創設

千寿園（球磨村）



※出典：国土交通省HP

2. 現在の計画作成の状況①

避難確保計画の作成状況

R5年9月末集計

	全国	鹿児島県	鹿児島市
対象要配慮者施設数	122,314	1,543	1,070
提出済み施設数	106,634	1,213	871
	87%	78%	81%

時系列集計（鹿児島市）

	R4.9月末	R5.3月末	R5.9月末
対象要配慮者施設数	1106	1102	1070
提出済み施設数	865	889	871
	78%	81%	81%

昨年より作成割合は増えているものの、災害が多い割に、まだまだ全国平均に達していない

※出典：国土交通省HP

2. 現在の計画作成の状況②

令和5年度までの長寿あんしん課・障害福祉課の状況

事業所より、概ね、避難確保計画及び訓練実施報告の提出が出されているが、振り返りによる計画書補正の内容については確認できておらず、また、未提出の施設があるなど、提出された計画に不備が多いことも含めて、管理者等への助言・勧告が必要と思われる状況であった。

誤った様式での提出

記載漏れ

反省

記載例のままでの提出

熊本県球磨村流域の豪雨災害では避難確保計画を作成していたにも関わらず、**避難の実効性のない計画であった**ことから甚大な被害が発生してしまった。

避難の実効性を高めるための避難確保計画の運用支援が必要！！

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料
～利用者の命、救えますか～

令和4年3月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課・砂防計画課

MLIT channel（国土交通省 公式YouTubeチャンネル）

<https://www.youtube.com/watch?v=VtMlyW9Yow4>

約20分



令和5年度の 施設訪問にて 課題の振り返りと対策の助言



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニヨン

各施設における避難確保計画について

高齢者福祉施設・障害福祉施設 共通

① 計画書の有無

- ・ 3年以上前の計画書も多くみられ、管理者が記載内容を熟知していない
- ・ 施設内に保管されている、計画書の存在を知らない施設がある

② 記載内容の改善すべき点

- ・ 防災体制として担当者（班編成）が更新されていない
- ・ 記載例様式に沿った入力、防災体制や防災教育等、施設の現状と乖離する内容
 - ・ 施設独自の避難確保計画の体制が不明確

訓練の実施状況等について

高齢者福祉施設

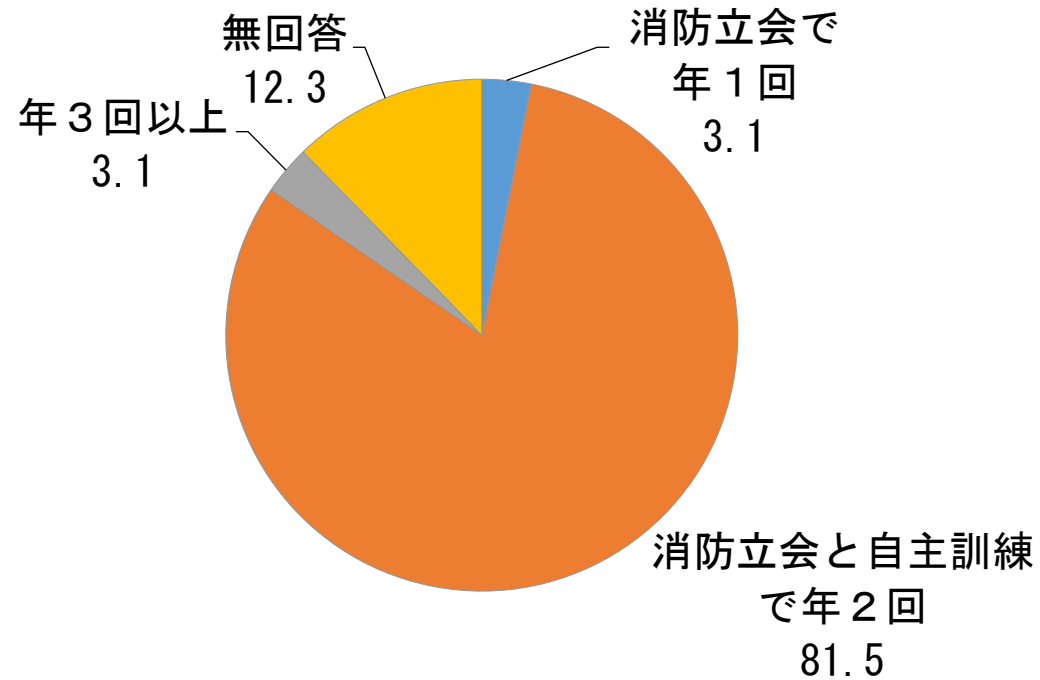
- ・ 年2回以上の訓練はほとんど行われているが、地震に伴う調理場火災想定
- ・ 避難訓練時のシナリオの作りにくさ
- ・ 訓練の参加者は、一部の職員と動ける利用者に限られる

障害者福祉施設

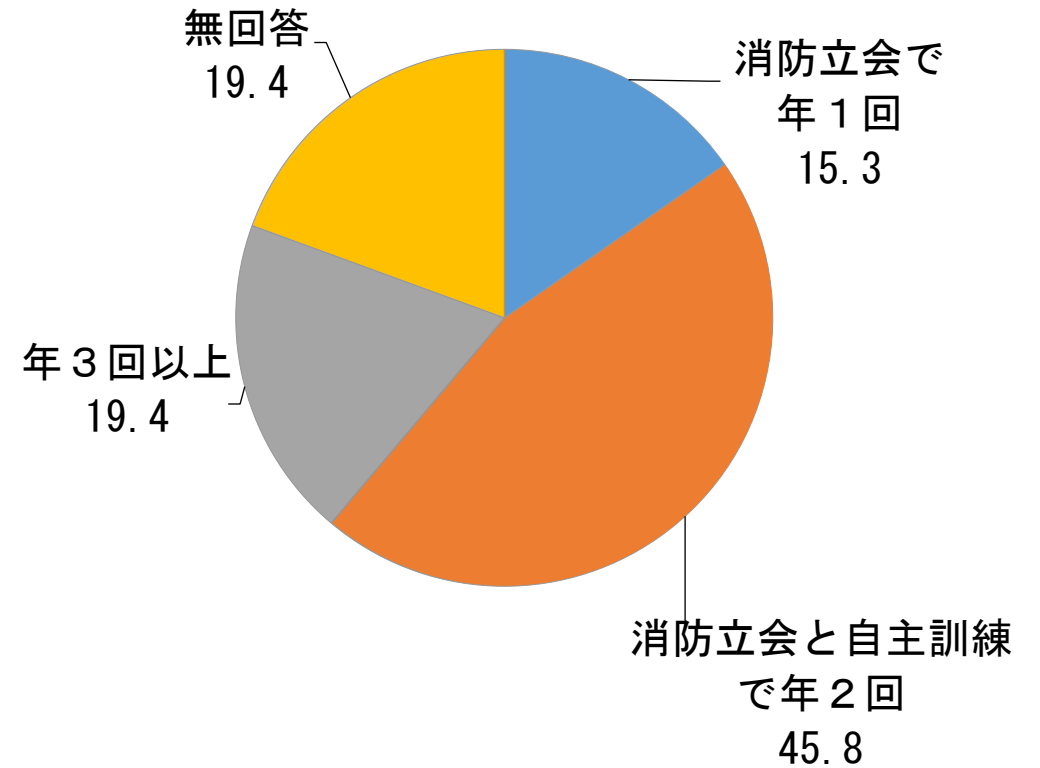
- ・ 「者」については福祉施設同様
- ・ 「児」については、サービス時間の関係から利用者参加は困難

避難訓練実施の頻度（洪水+土砂）

高齢者福祉施設



障害者福祉施設



地域との連携について

病院が運営主体の施設

⇒地域との連携で祭り等の行事を企画（高齢者福祉・障害者福祉共）
しかし、近年コロナの関係で途絶えている

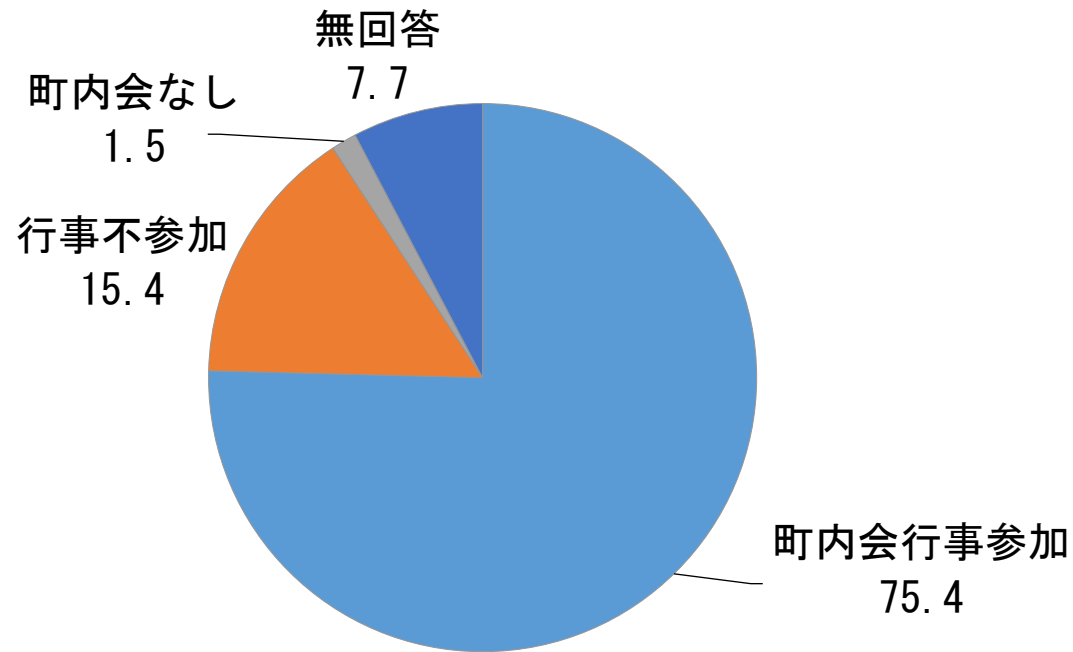
一般法人運営の施設

⇒ほとんど地域との関連は希薄

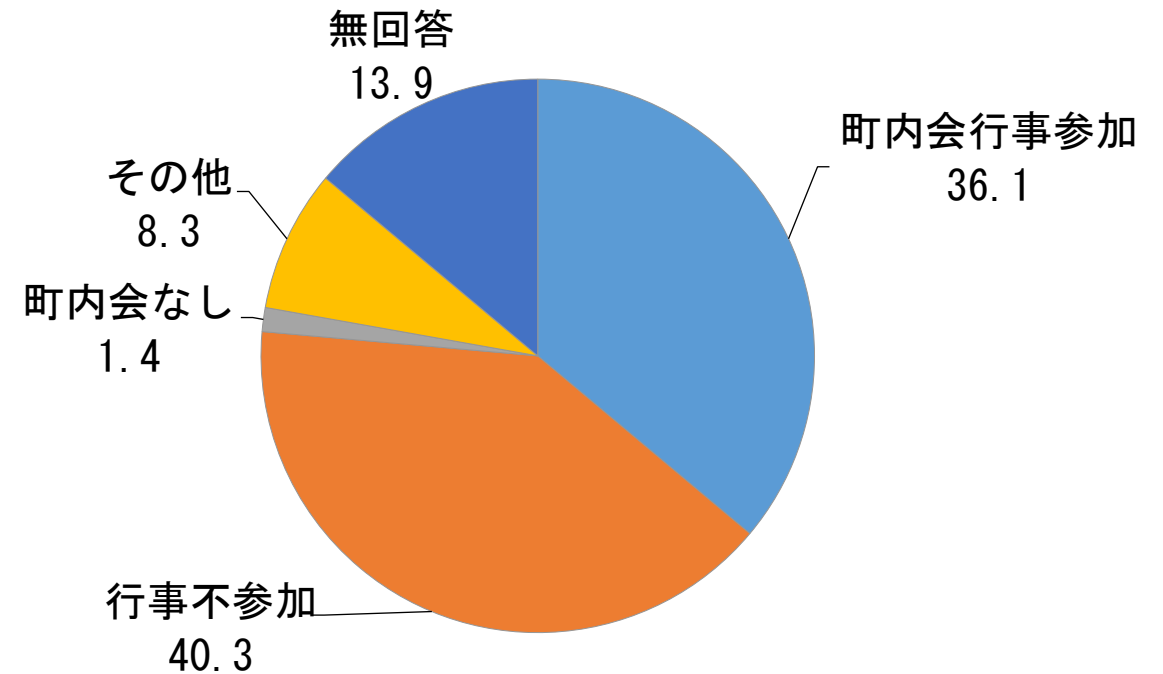
障害施設の「児」については、父兄がいることから、ほとんど連携なし

地域との連携（洪水+土砂）

高齢者福祉施設



障害者福祉施設



施設からあった要望等について

- 指定避難所が近くになく遠い
車での避難はピストンになり時間がかかる
- 避難所に行っても、環境に順応できないと感じる
健常者の中に、入るのは問題あり（環境・排泄）
- 避難所の開設状態の情報が入ってこない。入ってくるのが遅い
早めの避難をしたいが、どこが開設されているかわからない
HPやテレビでの情報が遅い
- 初めから二次避難所を開設して欲しい
一般避難所での備蓄品に頼れないものが多い

現地調査での気づきについて①

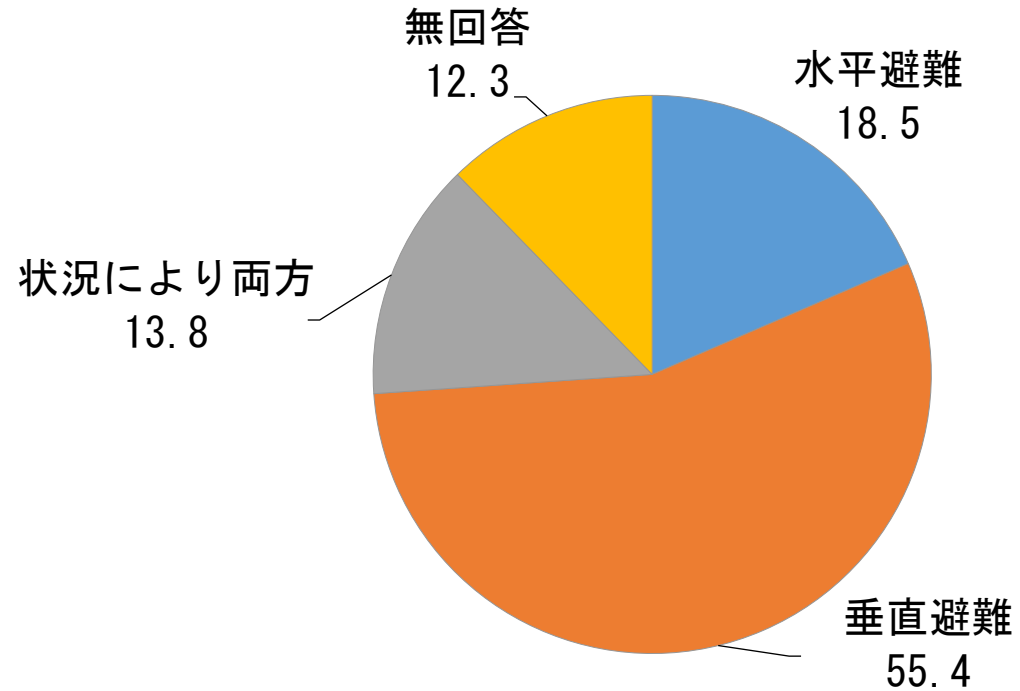
- BCPを作成しているので、新たに作成しなくてもよいの判断
- 浸水洪水災害は地震火災と異なり時間の猶予がある
 避難に係る時間があるので、対応可能の考えが主流
- 水平避難は避難所に問題あり
- 避難所における 環境 感染症への危惧あり
 1～2日の避難なので、現在地滞在で十分（備蓄品確保も同様）
- 監査で指摘されないので避難確保の計画内容も問題無いの意識あり

現地調査での気づきについて②

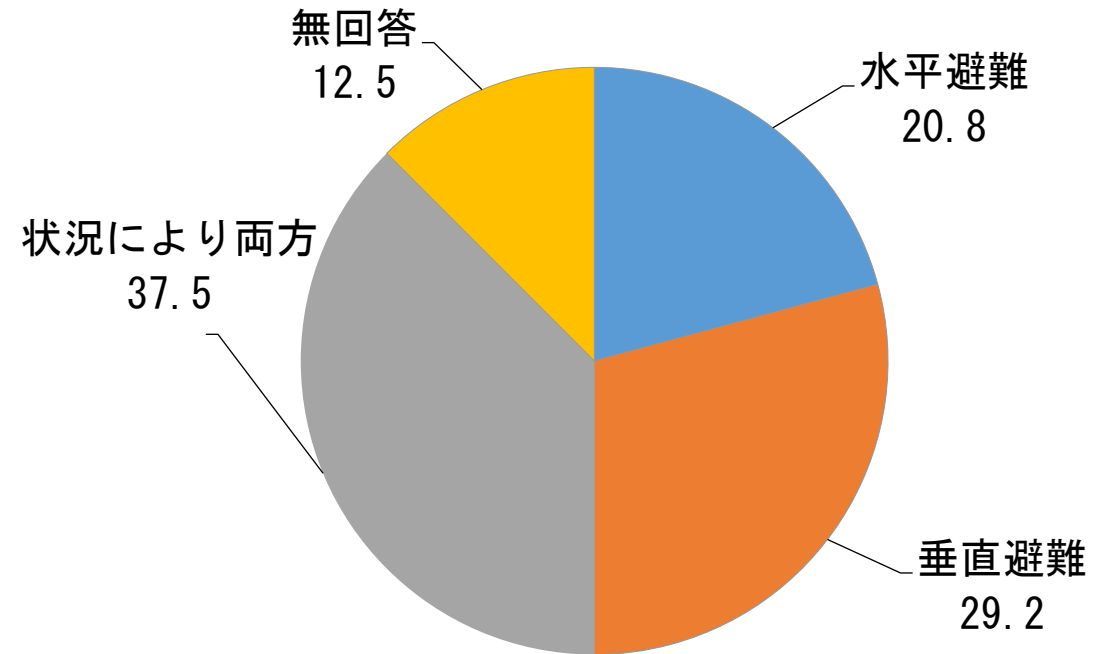
- 垂直避難はほとんどがエレベーター利用
- 停電や浸水以前に垂直避難が可能と考えている
- 階段利用の訓練をすべきだが、機材や対応職員の不足
（歩行困難者の移動・布担架での上層階避難）
- 入居者がいるのに夜間の訓練はほとんどが行っていない
夜間の職員数が少ない
緊急招集時に、集合できる職員数が十分か
（施設の経営上の問題もあり）

避難の手段（洪水+土砂）

高齢者福祉施設



障害者福祉施設



令和5年度 資料

要配慮者利用施設における避難訓練実施ガイド ～立退き避難と屋内安全確保～

令和5年3月
アシスト株式会社

鹿児島市 公式YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=FtBQz3_SxGY

動画配信：10分

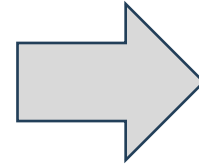


6. 課題のまとめと対策の方向性①

各事業所での主な課題

①人員不足

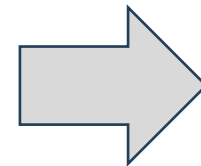
- ・災害発生時の体制がとれない
- ・災害に対する研修や教育の時間がとれない



平時から連絡・
応援体制の構築が必要

②災害に対する意識が薄い事業所や 担当者が多い

- ・法改正の内容や避難確保計画の重要性の認識が低い
- ・監査等の際に指摘がなかったことやペナルティがないため、真摯に取り組んでいない
- ・担当者が頻繁に変わり避難確保計画の内容等を理解できていない



事業所で災害に対する
取り組みに大きな差

無関心な事業所は
防災意識効果が薄い

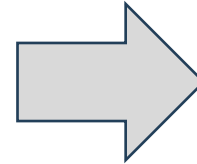
どこまで取り組むかは
事業所の判断となる

6. 課題のまとめと対策の方向性②

各事業所での主な課題

③ 訓練実施の難しさ

- ・ どのような訓練をしたらいいか
わからない
- ・ 利用者に行動を促す訓練には
危険が伴う

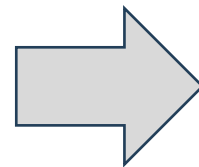


避難の実効性を高める
訓練の周知

利用者にどこまで
参加してもらうか

④ 避難確保計画の実効性が乏しい

- ・ 記載例を転写し、実態と異なる
計画を提出している事業所が多い
- ・ 避難確保計画に基づく訓練を
行っていない
(消防訓練等と勘違い)



事業者への周知徹底

避難確保計画の
適切な修正

7. 対策のポイント①

自助

から

共助

へ！！

本事業を実施して判明した課題を基に各事業所において
自助（各事業所ごとの防災意識の底上げ等）努力を行ったうえで
共助（事業所同士の連携等）を行うことで
災害発生時の体制の底上げを図る。

実施予定の施策等

YouTube動画の配信

地域別研修会の開催

助言勧告文書の送付

防災行事への参加

7. 対策のポイント②

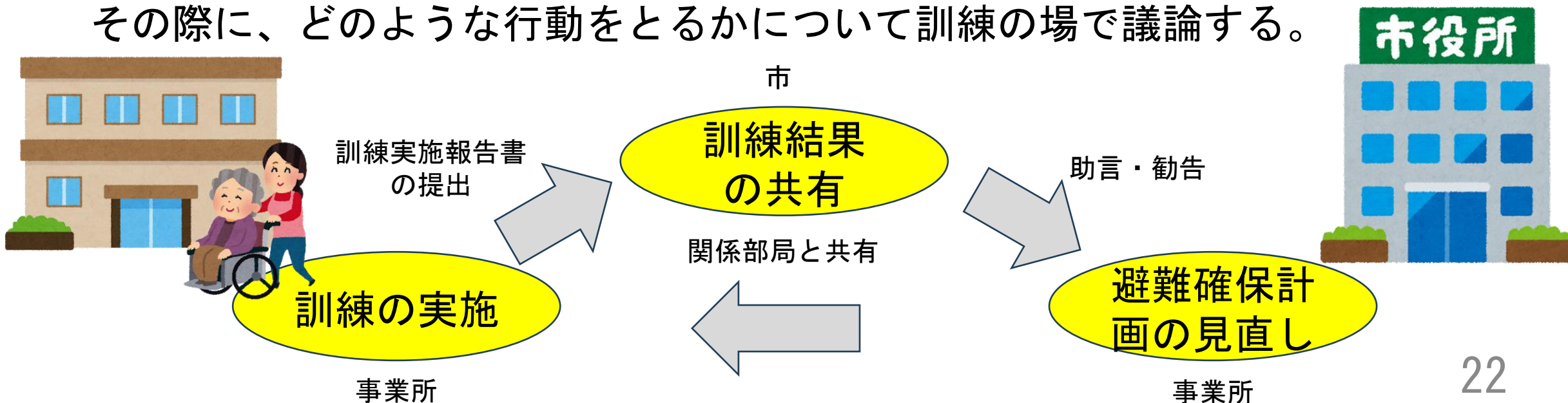
適切な訓練実施のための取り組み

※厚生労働省・国土交通省資料より一部引用

個別性に応じた実効性のある避難確保計画にするためには、訓練を通じて得られる知見を踏まえて、**計画内容を見直すためのPDCAサイクルを回す**ことが必要

<例>

- ・ 計画の内容を訓練で検証するために、避難に必要な時間を事前に見積もった上で、計画に記しておく。
- ・ 避難確保計画等に沿った対応が難しい過酷な事象に遭遇することを想定し、その際に、どのような行動をとるかについて訓練の場で議論する。



計画作成の手引き

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・確認のポイント

令和5年3月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課・砂防計画課

MLIT channel (国土交通省 公式YouTubeチャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=Va4O0F33ucs>

約20分



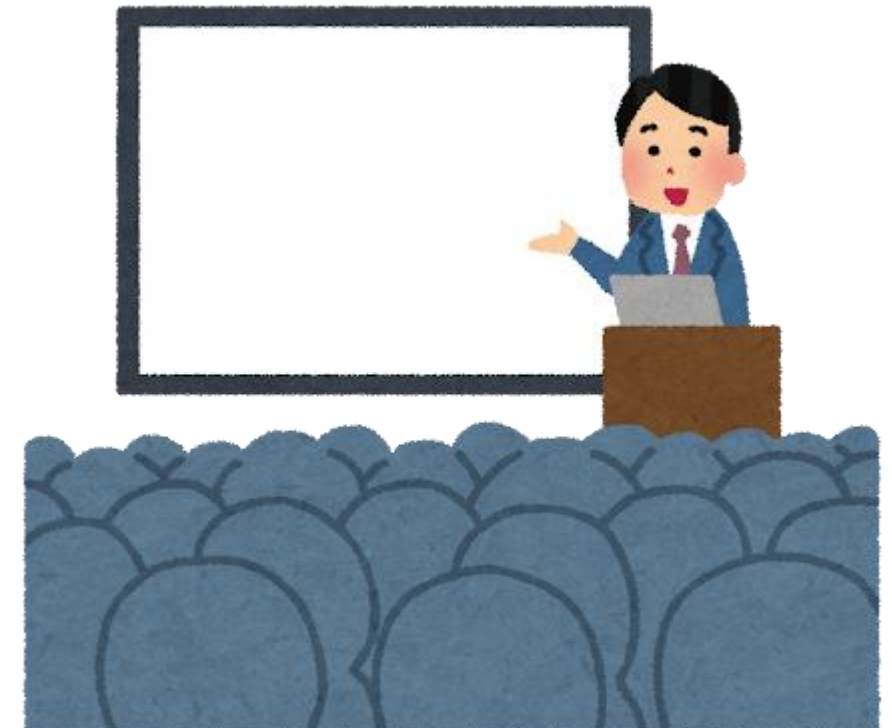
9. 本市の取組①

事業所への情報発信

- ①事業所の適切な防災知識の獲得と意識の向上が不可欠
- ・ 事業所へ正確に伝わるように発信
 - ・ 事業所が自ら防災に関する高い意識をもってもらえるよう発信
 - ・ 施設と市の双方向の連絡体制の構築
 - ・ 具体的な内容で発信
 - ・ 国や他の事業所の取り組み事例を発信

防災の普及啓発の場の提供

事業所が互いに情報交換できる研修の開催及び
防災行事の案内



9. 本市の取組②

事業所に寄り添った助言・勧告等を行う

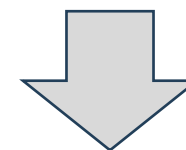
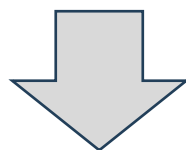
個別の課題

施設の置かれている状況
に応じた助言・勧告

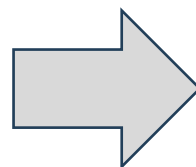
共通の課題

事案に応じた参考事例等
があれば、紹介

施設が有している課題等を把握する必要がある



- ・施設に対して能動的に助言・勧告を行う。
- ・様々な機会を捉えて市から施設へアドバイスをを行う。



事業所の状況を正しく認識し、
市による一層の支援の仕組み
を構築する

10. 最後に (計画書の提出と訓練実施状況報告)

避難確保計画書の提出

計画書は、一度作ったら“変更しなくていいもの”では **ありません**
必ず 体制づくりとか 取り巻く環境による 見直しが必要です。



随時 (見直しをするたび) 「避難確保計画 (変更)」を提出してください

避難訓練

原則として年1回以上の**避難訓練の実施が義務付け**られています



訓練実施後は、**概ね1か月以内**に「訓練実施結果報告書」を提出してください

以上で 避難確保計画に関する 研修会を終了します

ご清聴 ありがとうございます

梅雨の時期で、強い降雨も予想されています
今回の研修で、知り得た情報が、早速現場で
お役に立つことを期待いたします